糸情審答申第５号

令和８年 10 月 30 日

糸魚川市長　久保田　郁夫　様

糸魚川市情報公開・個人情報保護審査会

糸魚川市情報公開条例第 17 条第１項に基づく諮問について（答申）

令和８年２月４日付け総第 1371 号で諮問のあった令和７年度請求第６号の件について、次のとおり答申する。

第１　審査会の結論

糸魚川市長が行った不開示決定は、妥当である。

第２　審査請求の経過

１　開示請求

審査請求人は、令和７年９月 18 日、糸魚川市長（以下「実施機関」という。）に対し、糸魚川市情報公開条例（平成 17 年糸魚川市条例第 14 号。以下「本件条例」という。）第５条第１項第４号に基づき、糸魚川市内の特定の水路改修工事において、市が公費で施工した橋・乗入れの土台に係る、次の事項及びこれらに関する協議記録の開示を求める行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

⑴　市が公費で水路を占用する橋・乗入れの土台を施工した個数

⑵　市が公費で橋・乗入れを施工した理由

⑶　当該橋・乗入れにおいて開渠を採用しなかった理由

⑷　開渠を採用しなくても流水機能管理上支障がないと判断した理由

2　実施機関の決定

実施機関は、同年 10 月 6 日、本件開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由として、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3　審査請求

審査請求人は、同年 10 月 11 日、本件処分の取消し及び全文開示を求め、併せて、法令上保管することとされている占用構造物に係る書類が残っていないことは法令違反であるとの裁決を求める審査請求を行った。

第３　審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書その他の提出書面の記載内容をまとめると、以下のとおりである。

1　占用構造物については使用期間中書類を保管すべきであるにもかかわらず、協議記録等が存在しないことは違法である。

2　官民協働で施工した占用構造物について、協議事項があれば書面に明記して保存するとの説明を受けており、協議記録が存在しないのは、文書を遺棄したか、又は作成していないことを意味し、法令違反である。

3　施工した乗入れの個数については、関連する占用申請書類を精査すれば把握できるはずであり、それを行わないのは当該工事に関する不自然な点を隠蔽する行為である。

4　仮に関連する書類が残っていないのであれば、現在の知見に照らし、橋・乗入れを開渠としなくても流水機能管理上支障がないか検討すべきである。

第４　実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、令和 7 年 12 月 10 日付け弁明書の記載内容をまとめると、以下のとおりである。

1　本件開示請求に係る「橋・乗入れ土台の個数、施工理由、開渠を採用しなかった理由、流水機能管理上支障がないと判断した理由」及びこれらに関する協議記録について、実施機関が保有する行政文書を検索したが、該当する行政文書は現在保有していない。

2　その理由は、当時の水路改修工事関係書類について、工事関係書類の保存年限である５年経過後に、占用構造物の管理上必要な文書とは判断せず、工事書類として一括して廃棄したものと認められるためである。

3　行政文書を保有していない以上、本件条例第 11 条第１項に基づき不開示決定を行ったことは、適法かつ妥当である。

4　一方、占用構造物の管理という観点からは、占用許可関係書類等を橋の存続期間中保管することが望ましく、本件については文書管理上適切でなかったと認められるが、この点は今後の改善課題であり、文書管理の適否は、本件処分に係る行政文書の存否を左右するものではない。

5　乗入れの個数について、関係部署で文書の有無を検索したものの、当該個数を特定し得る行政文書は発見されておらず、文書不存在の場合に、推計や職員の記憶に基づく新たな文書を作成して開示する義務までは課されていない。

第５　審査会の判断

審査会は、審査請求人の主張、実施機関の主張について、本件条例等に基づき具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1　審査会の経過

年　月　日	経　過
令和８年２月４日	諮問書を受領した
令和８年２月 12 日	審議を行った
令和８年３月 17 日	審議を行った
令和８年５月 11 日	審議を行った
令和８年５月 15 日	実施機関に質問書を提出した
令和８年７月 31 日	実施機関から回答書を受領した
令和８年８月 25 日	審議を行った
令和８年 10 月 28 日	審議を行った

2　本件処分の審査に当たっての基本的な考え方

本件条例第２条第２号は、「行政文書」を、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと定義している。

したがって、本件においては、本件開示請求の対象となる事項又は協議内容が記録された行政文書を実施機関が現に保有しているか否かが、まず判断すべき事項となる。

また、開示請求制度は、実施機関が現に保有する行政文書の開示を求める制度であり、開示請求時に存在しない文書を新たに作成し、これを開示することまでを義務付ける趣旨ではない。

3　調査結果

令和８年２月 12 日の審査会における審議を踏まえ、実施機関において、関係部署の紙媒体及び電磁的記録を調査したが、本件開示請求の対象事項を記録した行政文書は確認されなかった。

その後の審議において、関係部署以外のサーバーに保存された電磁的記録やバックアップデータについても確認することについて意見があり、同年５月 15 日、審査会から実施機関に対し、電磁的記録の存否等について質問書を提出し、同年７月 31 日、実施機関から回答書を受領した。

回答書によれば、本件工事に関連する電磁的記録は確認されたものの、本件開示請求で求められた事項又はこれらに関する協議内容を記録した行政文書は確認されなかった。

審査会は、回答書の内容を踏まえ、実施機関が行った調査の範囲及び方法について確認したところ、特段不自然又は不合理な点は認められず、本件開示請求の対象となる行政文書は確認されなかったと判断した。

4　審査請求人の主張について

⑴　占用構造物に係る書類の保管義務について

審査請求人は、占用構造物について使用期間中書類を保管すべきであると主張する。

この点について、過去の行政文書の保存・管理が適切であったか否かは、本

件処分の妥当性とは別の問題であり、本件審査の対象とはならない。

⑵　協議記録の遺棄又は未作成について

審査請求人は、協議記録が存在しないのは、文書を遺棄したか、又は作成していないことを意味し、法令違反であると主張する。

しかし、協議記録が作成されたか否か、又は過去に存在した文書がどのように取り扱われたかは、本件処分の妥当性とは別の問題であり、本件審査の対象とはならない。

⑶　乗入れの個数について

審査請求人は、関連する占用申請書類を精査すれば、施工した乗入れの個数を把握できるはずであると主張する。

もっとも、本件開示請求で求められた個数を記録した行政文書は確認されておらず、既存の行政文書に個数が記録されていない場合に、複数の資料を新たに集計して個数を算出し、その結果を新たな行政文書として作成して開示することまでを求めるものではない。

⑷　流水機能管理上の支障について

審査請求人は、関連する書類が残っていないのであれば、現在の知見に照らして、橋・乗入れを開渠としなくても流水機能管理上支障がないか検討すべきであると主張する。

しかし、現在の水路の安全性や流水機能について検討することは、本件処分の妥当性とは別の問題であり、本件審査の対象とはならない。

5　本件処分の妥当性

以上を踏まえると、本件開示請求の対象事項を記録した行政文書を、実施機関が現に保有しているとは認められない。

本件条例第 11 条第１項に照らせば、実施機関が開示請求に係る行政文書を保有していない場合には、不開示とすることができる。

したがって、本件開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由として行った本件処分は、妥当である。

6　結論

以上のとおり、本件処分について、本件条例等に基づき審査した結果、「第１　審

査会の結論」のとおり判断する。

7　付言

本件審議を通じ、占用構造物の維持管理等に必要となる文書の保存について、今後の文書管理上の課題があることが認められた。

本件処分の妥当性とは別に、実施機関においては、今後、維持管理、改修、更新等に必要となる文書について、保存の要否や保存年限の設定等を適切に整理し、行政文書の適切な保存・管理に努めることが望まれる。

以　上